

令和8年度第1回次期高知県情報ハイウェイ検討会

日時：令和8年6月1日(月)

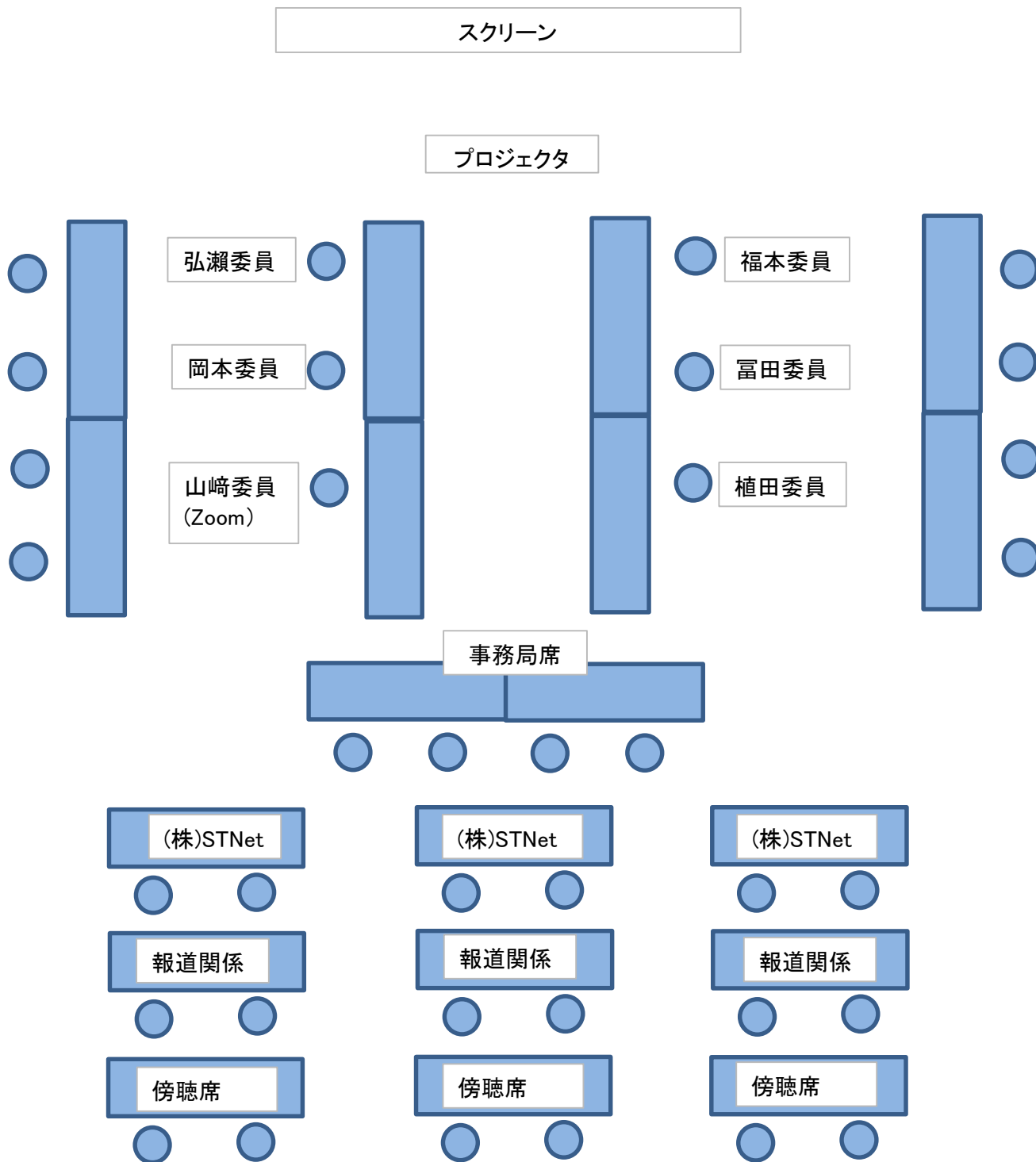
15:30～16:30

場所：高知城ホール2階中会議室

次 第

- 1 開会
- 2 検討会の運営及び会長・副会長の選出について
- 3 高知県情報ハイウェイの構築経緯について……………資料1
説明者：高知県総合企画部デジタル政策課
- 4 現高知県情報ハイウェイの概要及び利用状況について……………資料2
説明者：株式会社STNet
- 5 次期高知県情報ハイウェイ検討会の進め方について……………資料3
説明者：高知県総合企画部デジタル政策課
- 6 閉会

令和8年度第1回次期高知県情報ハイウェイ検討会 配席図 (高知城ホール2階会議室)



次期高知県情報ハイウェイ検討会

委員名簿

(敬称略)

所属団体	役職	氏名
高知工科大学 情報学群	教授	福本 昌弘
高知市	副市長	弘瀬 優
四万十町	副町長	富田 努
日高村	副村長	山崎 明
高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡本 幸生
高知県総合企画部	デジタル化推進監	植田 耕太郎

次期高知県情報ハイウェイ検討会設置要綱

(設置)

第1条 第4次情報ハイウェイのサービス提供業務契約が令和9年度末に終了することに伴い、次期高知県情報ハイウェイについて検討するため、「次期高知県情報ハイウェイ検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 次期高知県情報ハイウェイの利用目的及び利用方法
- (2) 次期高知県情報ハイウェイにおいて想定する利用団体及び利用者
- (3) 次期高知県情報ハイウェイが有すべき機能
- (4) 次期高知県情報ハイウェイの契約期間
- (5) 次期高知県情報ハイウェイの費用負担のあり方
- (6) ワーキンググループの設置
- (7) その他必要な事項

(委員及び組織)

第3条 検討会は、委員6名程度で組織する。

- 2 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、初回は高知県総合企画部デジタル政策課長が招集し、次回以降は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び資料の提出、意見の聴取、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 必要と認めるときは、Web会議サービス（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。）を利用した会議を開催することができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、検討会が特に必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 次期高知県情報ハイウェイの詳細について実務的に検討するため、検討会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置要綱は、検討会において定める。
- 3 ワーキンググループは、協議内容や検討内容について、必要に応じて検討会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、高知県総合企画部デジタル政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。



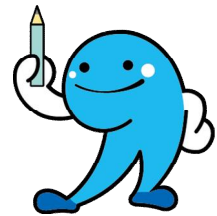
【高知県情報ハイウェイとは】

• 県内全域をカバーする高速かつ安全な光ファイバー通信網

地域間の情報格差を解消し、行政サービスの高度化や産業振興、住民生活の質向上を目的として、
県・市町村、地域の各種機関をつなぐ重要な基盤ネットワーク

【高知県情報ハイウェイの成り立ち】

- 高知県は、地域間の情報格差の解消と地域活性化を目的に、平成9年度から県全域の情報化計画「こうち2001プラン」に取り組んだ。高知県情報ハイウェイは、同計画を推進する基幹通信網として構想された。
- 当時、山間部や離島で情報通信環境の整備が遅れていたことから、地域間の経済格差や行政サービス水準の差につながることが課題となっていた。加えて、インターネットの普及を背景に行政・生活のデジタル化の重要性が高まる一方、市町村が個別に通信網を整備するには、費用や運用負担の面で困難があった。
- そこで県は、市町村、通信事業者、教育・医療機関等と連携し、県内を網羅する高速光ファイバーネットワークの整備を計画。平成10年度に運用を開始した。
- これにより、個別に回線を調達する場合と比べて、費用および管理運営の負担を大幅に軽減している。

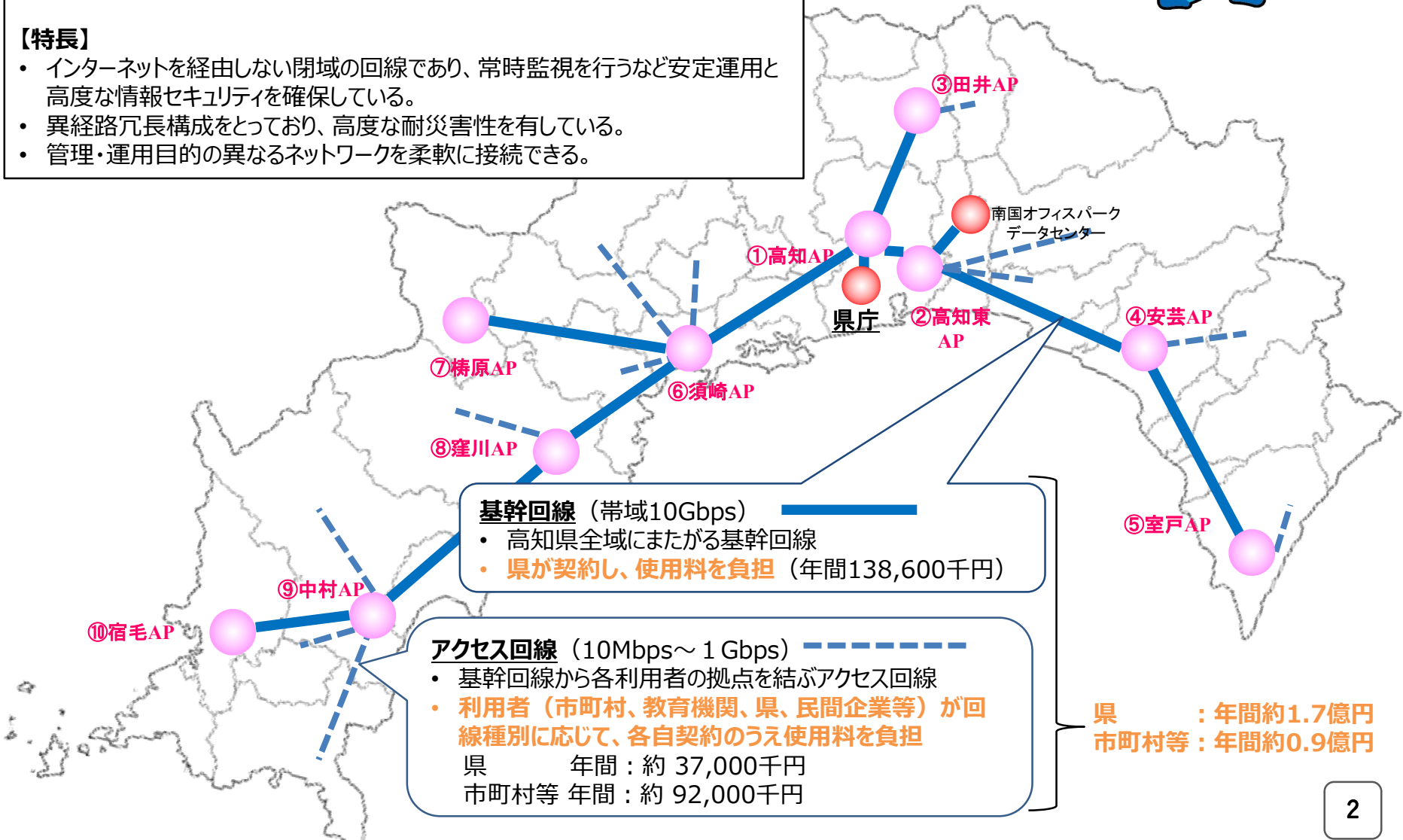


【概要】

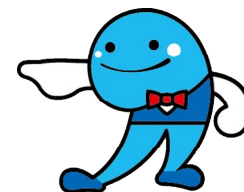
- 県、市町村、教育機関等の公共機関が利用する県域の情報通信ネットワーク
- 民間企業も一部利用し、行政機関等への公共サービス等の提供を行う
- 現行契約期間は令和2年度～令和9年度(8年間)

【特長】

- インターネットを経由しない閉域の回線であり、常時監視を行うなど安定運用と高度な情報セキュリティを確保している。
- 異経路冗長構成をとっており、高度な耐災害性を有している。
- 管理・運用目的の異なるネットワークを柔軟に接続できる。



県 : 年間約1.7億円
市町村等 : 年間約0.9億円



【利用ネットワークの一覧】

- ・ 県庁ネットワーク 庁内LANの一部を構成し、出先機関との通信に利用
- ・ 防災ネットワーク 県・市町村の防災システム、防災行政無線等に利用
- ・ へき地医療ネットワーク へき地医療拠点病院、へき地診療所及び民間病院
- ・ 教育ネットワーク 県内全ての公立学校と教育関係機関
- ・ 総合行政ネットワーク 県・市町村の庁内LANを接続し、LGWAN系電子メール、公的個人認証やマイナンバーの情報連携に利用
- ・ 情報セキュリティクラウド 県・市町村のインターネットへの接続点を集約し、情報セキュリティを確保
県・市町村の「共同利用セグメント」を構築し、ぎょうせいネット、土木積算等に利用

【ハイウェイの回線数】

693回線（令和8年4月1日時点）※うちモバイル回線(290)

[内訳]

- ・ 学校(165) 小学校(105)、中学校(22)、小・中一貫高(5)、高校(25)、特別支援学校等(7)、その他(1)
- ・ 県出先(125) 出先機関、県警
- ・ 市町村(256) 市町村の本所・役場(190)※うちモバイル回線(143)、支所(66)※うちモバイル回線(6)
- ・ その他(147) 民間事業者(76)、診療所・病院(27)、消防施設(39)、福祉施設(3)、保育園・幼稚園(2)

【参考】 歴代高知県情報ハイウェイの概要

資料 1

	初代	第2次	2.5次	第3次	第4次
契約相手	NTT西日本	NTTコムウェア	NTTコムウェア	(株)STNet	(株)STNet
運用年度	H10～14年度 (5年間)	H15～18年度 (4年間)	H19～21年度 (3年間)	H22～31年度 <u>(10年間)</u>	R2～9年度 <u>(8年間)</u>
幹線帯域	基幹回線 (土佐山田～中村間) : 50Mbps 支線 : 1.5Mbps又は6 Mbps	幹線: 2.4Gbps 3リング構成で冗長化 (二重化)	同 左	幹線: 600Mbps→ <u>1Gbps</u> に拡張 異経路により冗長化 (二重化)	幹線 <u>10Gbps</u> (追加費用なしで最大20Gbps) 異経路冗長化
アクセス回線	・ダイヤルアップ (ISDN) ・64kbps、128kbps (専用線) ・CATV網	・広域イーサネットサービス 10/100M ・構内イーサネット接続 100M ・地域IP網 フレッツADSL、ISDN ・CATV網	・広域イーサネットサービス 2/5/10/100M ・構内イーサネット接続 100M ・地域IP網 フレッツADSL、ISDN ・CATV網	・広域イーサネットサービス 2/5/10/30/ <u>100M</u> ・構内イーサネット接続 100M ・地域IP網 フレッツ光、Bフレッツ ・CATV網 ・ピカラ光サービス ・移動通信網サービス 100M (ドコモ)	・高速イーサネット接続 10/100/300M/ <u>1Gbps</u> ・構内イーサネット接続 10/100M/300/1Gbps ・地域IP網 NTT西フレッツADSL/ISDN ・光IP網(NTT西フレッツ光) 100M/1Gbps ・FTTH接続(Picara) 100M/1Gbps ・ <u>モバイルアクセス固定利用</u> 3/6/10/20/30GB ・ <u>モバイルアクセス移動利用</u> 500M/3/6/10/20/30GB ・異局異経路冗長化 (県の主要機関、市町村本庁)
運用方法	通信回線の借り上げと運用委託 (ATM交換機2台は県が調達)	民間の通信サービスを調達 (県の機材はなし)	同 左	同 左	同 左
経費 (税込)	総額 約24億5,200万円 (約4億9,000万円/年)	総額 約20億7,100万円 (約5億2,000万円/年)	総額 約13億6,700万円 約4億5,000万円/年 ※長期継続契約による割引適用	総額 約26億5,000万円 (約2億6,500万円/年)	総額 約11億1,000万円 (約1億3,800万円/年)
調達方法	随意契約	プロポーザル方式 (参加は1社のみ)	随意契約(更新を1年前倒しし期間延長、通算7年)	プロポーザル方式 (3社参加)	プロポーザル方式 (3社参加)

現高知県情報ハイウェイの 概要及び利用状況について

2026年6月1日

株式会社 STNet

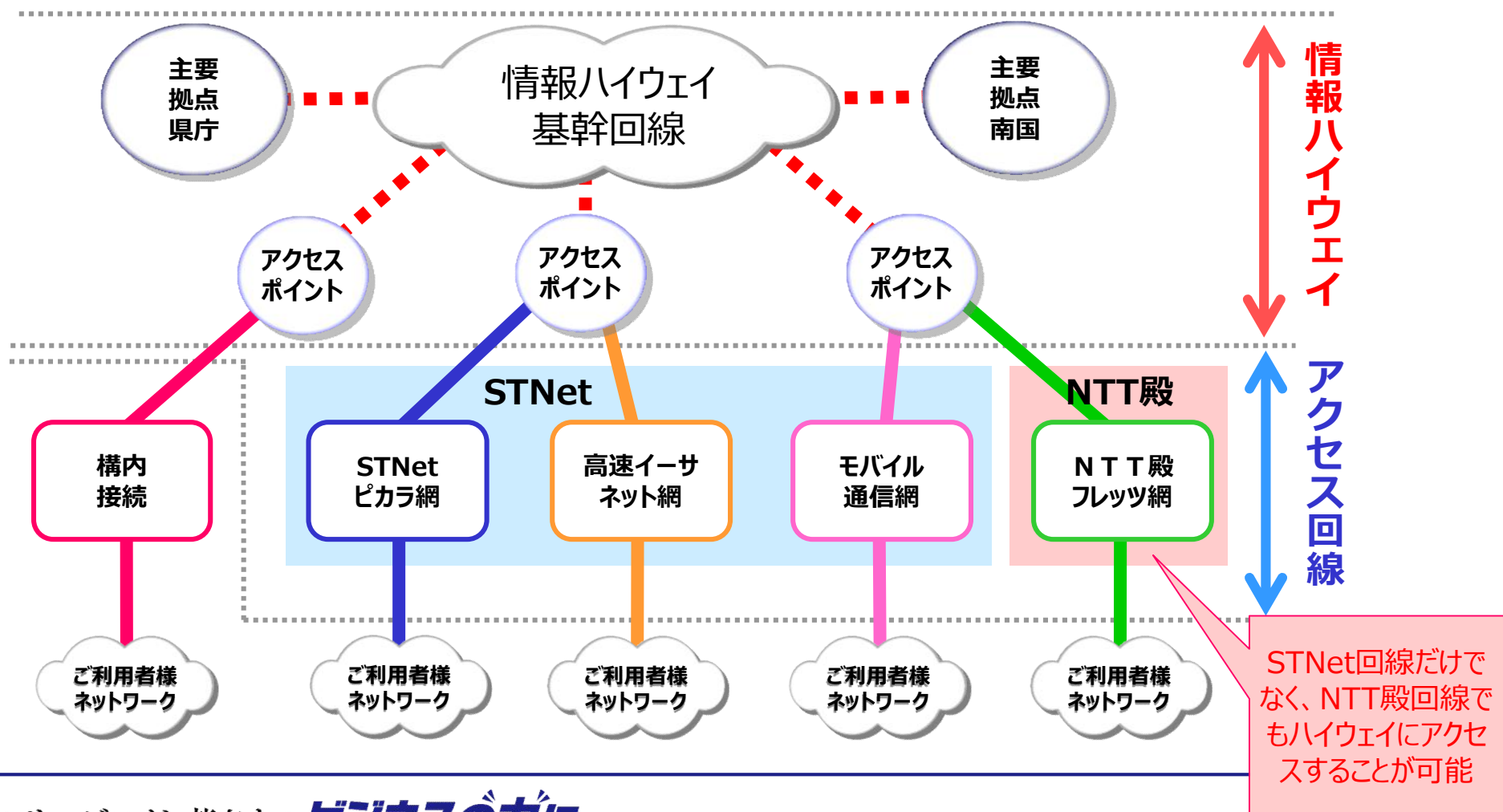


STNetのサービスが、皆さまの**ビジネスのガに。**

1. 高知県情報ハイウェイとは	2	~	4
2. 高知県情報ハイウェイの特長	5	~	13
3. 高知県情報ハイウェイの利用状況と推移 . . .	14	~	17
4. 現高知県情報ハイウェイのまとめ	18	~	19
5. 次期情報ハイウェイに向けた課題	20	~	21

1. 高知県情報ハイウェイとは

高知県様が運営管理する、県・市町村・公立学校等の公共機関が利用することを主な目的とした、全県的な情報通信ネットワークです。



現在、株式会社STNetが高知県様から運営を受託し、第4次高知県情報ハイウェイサービス提供しております。

※提供期間 2020年4月1日～2028年3月31日

会社概要

STNetは、四国電力グループの一員として、「情報と通信の融合」を理念に、情報システム事業と通信事業を併せて展開しております。情報と通信の両分野を併せもつメリットを最大限に活かした新しいサービスを提供していくことで、存在感のある「総合SI提案企業」として皆様のお役に立てるよう全力で取り組んでおります。

■ 名称	株式会社STNet（エスティネット）	■ 代表者	小林 功（こばやし いさお）
■ 所在地	本社：香川県高松市春日町1735番地3 高知支店：高知県高知市本町4丁目1番16号		
■ 営業拠点	本店（高松）、支店（高松・松山・徳島・高知・東京）、営業所（宇和島・新居浜・中村・池田）		
■ 設立年月	昭和59年7月2日	■ 資本金	30億円（四国電力100%出資）
■ 従業員数	745人（2026年3月末現在）	■ 売上高	約488億円（2025年度実績）



2. 高知県情報ハイウェイの特長

● 閉域網(※1)でセキュリティ性の高いネットワーク

高知県情報ハイウェイは、高知県様および市町村様など、県内公共機関様間の重要事項や機密事項の取り交わしに適した安全なネットワークです。

(※1) 閉域網

インターネットのように誰もが利用できるオープンなネットワークに対し、「他のユーザーから直接アクセスを受けない”閉じた”ネットワーク」のこと。つまり、閉域網とは他のユーザーから分離されたセキュリティ性の高いネットワークのこと。

● 障害にも強い安定したネットワーク

回線や機器については、可能な限り二重化構成をとっているため、障害時においても業務への影響を軽減できるよう設計しています。

また、24時間365日の監視・保守体制（イーサ・構内接続）をとっているため、万が一、障害が生じた場合でも、迅速な復旧が可能です。

● 用途別VPN(※2)の設定

情報ハイウェイご利用者様は、物理回線1回線のみを接続し、その中を用途ごとにVPN（論理回線）を設定するだけで接続できるため、費用対効果が高いネットワークです。

(※2) VPN(Virtual Private Network)

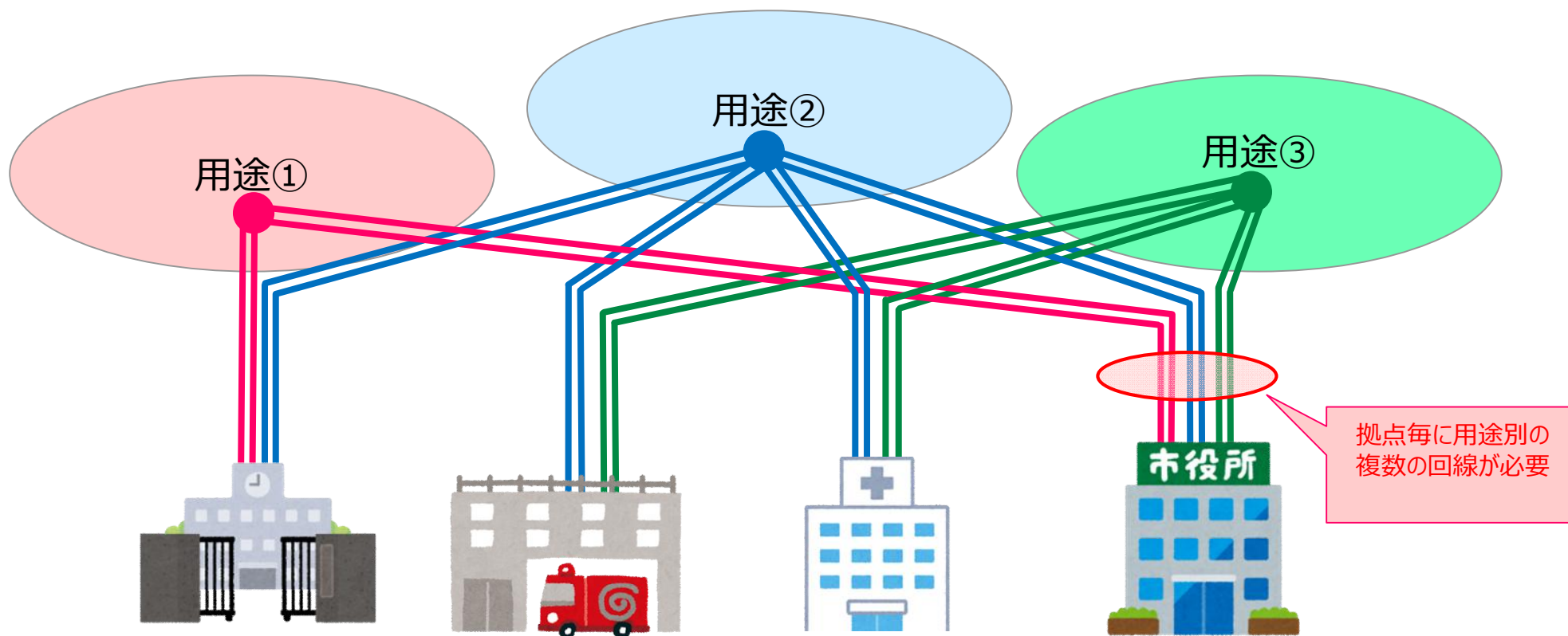
共有ネットワーク上にプライベートネットワークを構築すること、またはそのための技術。通信相手との間に仮想的なトンネルをつくることにより（トンネリング）、セキュリティ性を高めた通信が可能となる。ハイウェイにおけるVPNは「論理回線」の意味。物理回線1回線の中に複数のVPNを設定することで、費用対効果を高めている。

■ 一般的な商用サービスの場合

個人情報など、重要な情報をやり取りする場合には、閉域網の整備が必要となります。

→用途が複数ある場合、それぞれ回線費用が生じ、コストが膨らみます。

※例) 100M回線 1本あたり:345,000円/月×用途ごとに必要な本数

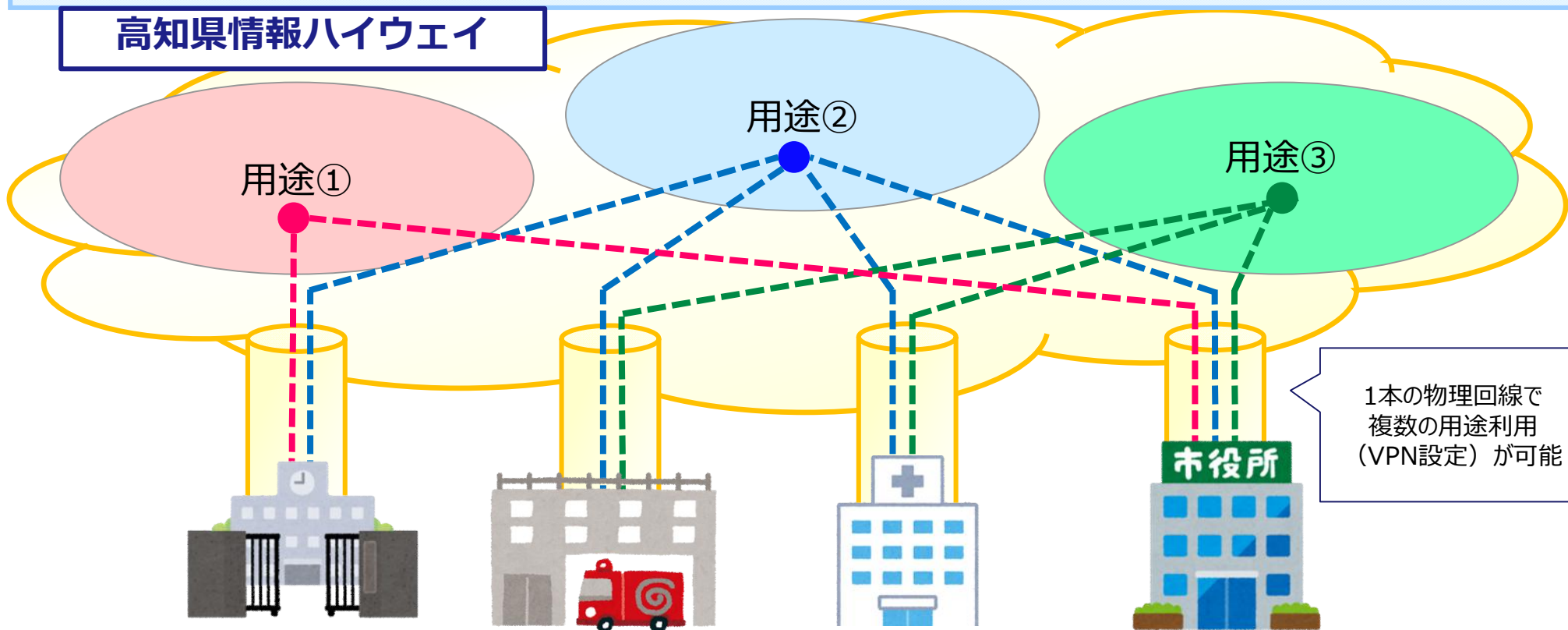


■ 高知県情報ハイウェイの場合

物理回線の中にV P N（論理回線）を設定できますので、ネットワークの用途に応じたご利用が可能
⇒ **回線費用を抑えることができるので、コストメリットが非常に高いです。**

※例）一般商用回線（100M）×3回線 = 1,035,000円/月
高知情報HW（100M）×1回線(3VPN) = 35,000円/月※他初期設定費用:25,500円
⇒ **月額費用のみで比べると96%のコストメリットあり**

高知県情報ハイウェイ



2. 高知県情報ハイウェイの特長

VPN名	ご利用用途	主なご利用団体
県庁VPN	県庁内部の情報連携用	高知県様
教育VPN	学校間の情報連携用	小中高校等様 県・市町村教育委員会様
LGWAN VPN	LGWAN接続用	高知県様 各市町村様
インターネット用VPN	インターネット接続用	高知県様 各市町村様
基幹系システム等VPN	データセンターとの接続用	高知県様 各市町村様
セキュリティクラウドVPN	セキュリティクラウド接続用	高知県様 各市町村様

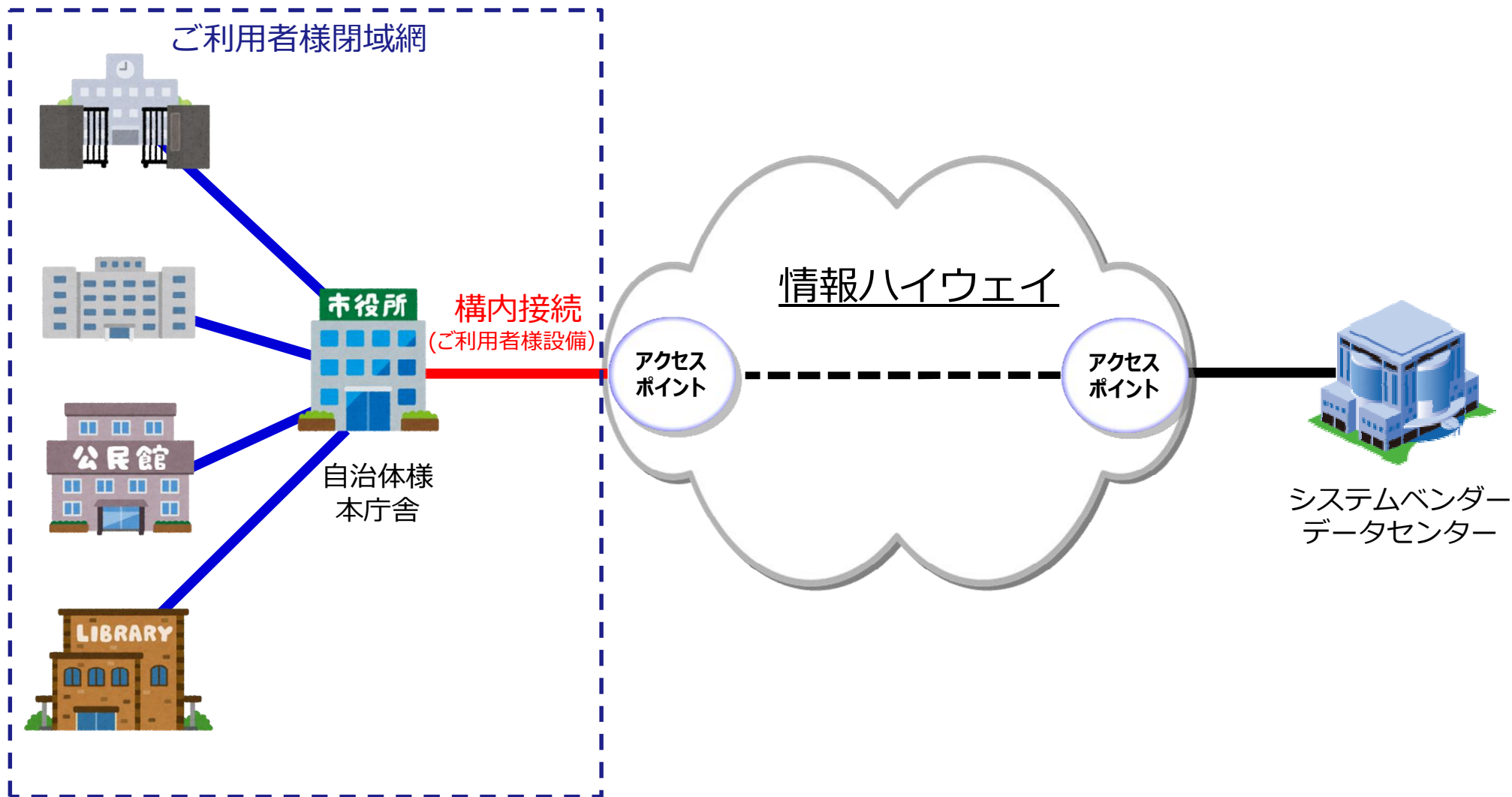
● 2026年4月時点で、約1,900のVPNが存在し、用途別にご利用されています。

● ハイウェイ独自サービスの構内接続

構内接続のメリットとして、「ご利用者様閉域網との接続」があります。

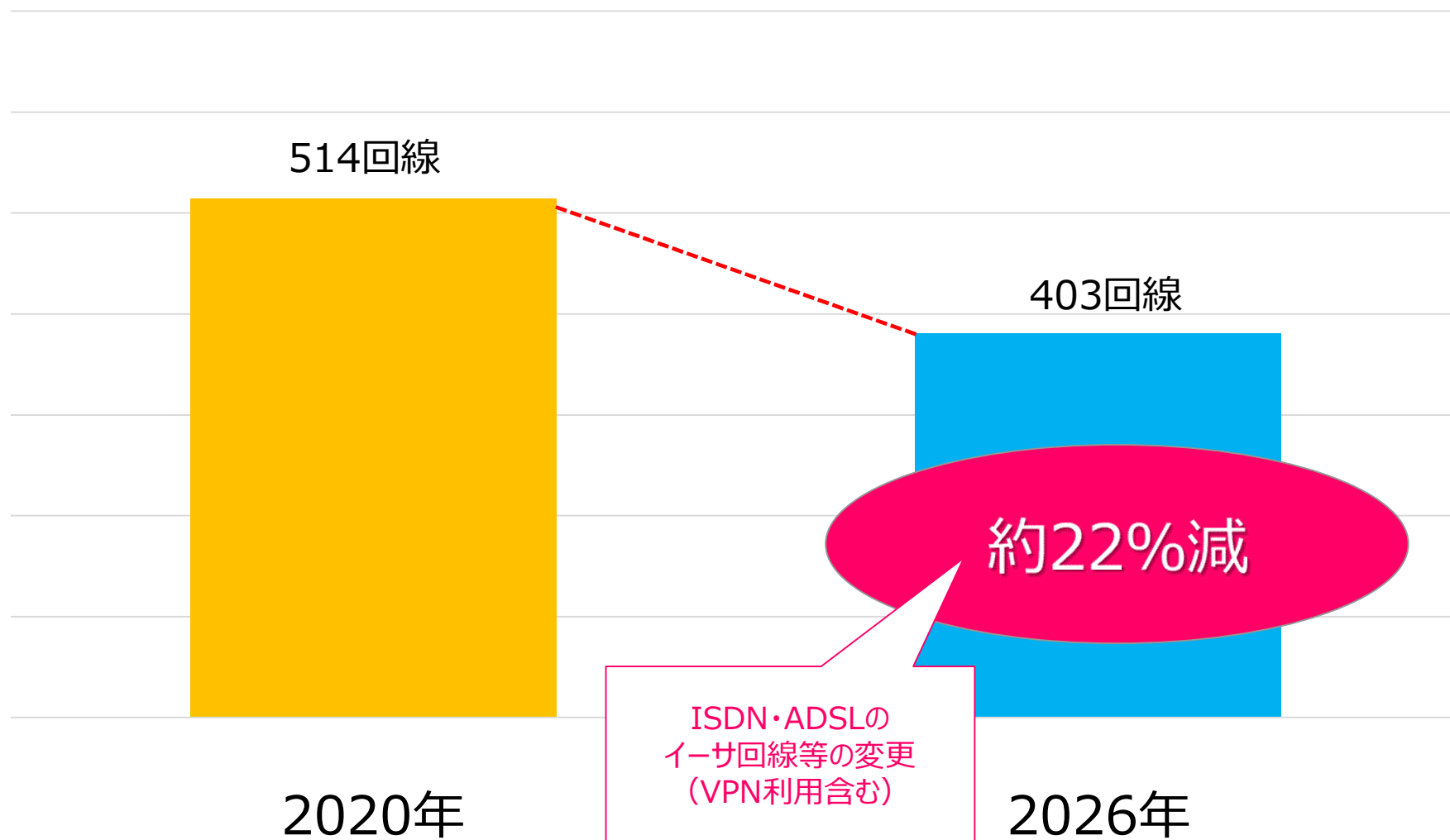
具体的には、ご利用者様がお持ちの光回線などを利用して、アクセスポイントまで接続いただくことで情報ハイウェイが利用できますので、ご利用者様の回線設備の有効活用が可能となり、かつ主要電算室内の費用を抑えることができコストメリットが享受できます。

■ 構内接続イメージ図



3. 高知県情報ハイウェイの 利用状況と推移

物理回線数（モバイル回線除く）



モバイル回線数

モバイル回線

外出先からのグループウェア閲覧、災害時の基幹システム臨時利用など、多様化する利用ニーズに対応すべく、**モバイル閉域網サービスをご提供。**

モバイル回線端末(例)

・USB Dongle



・Wi-Fiルータ



290回線

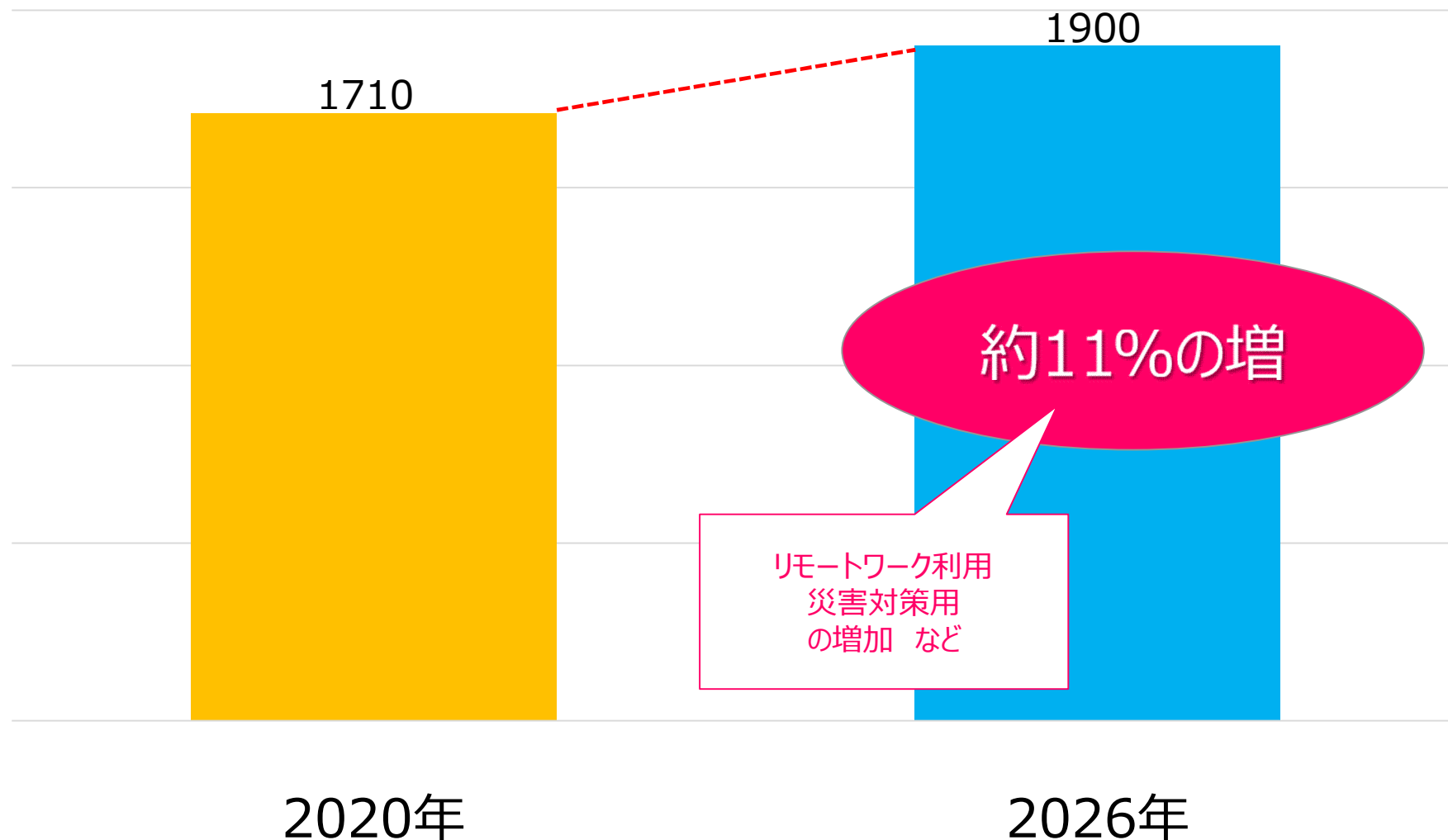
需要高い

第4次～新機能として追加
リモートワークや災害対策用
として需要高

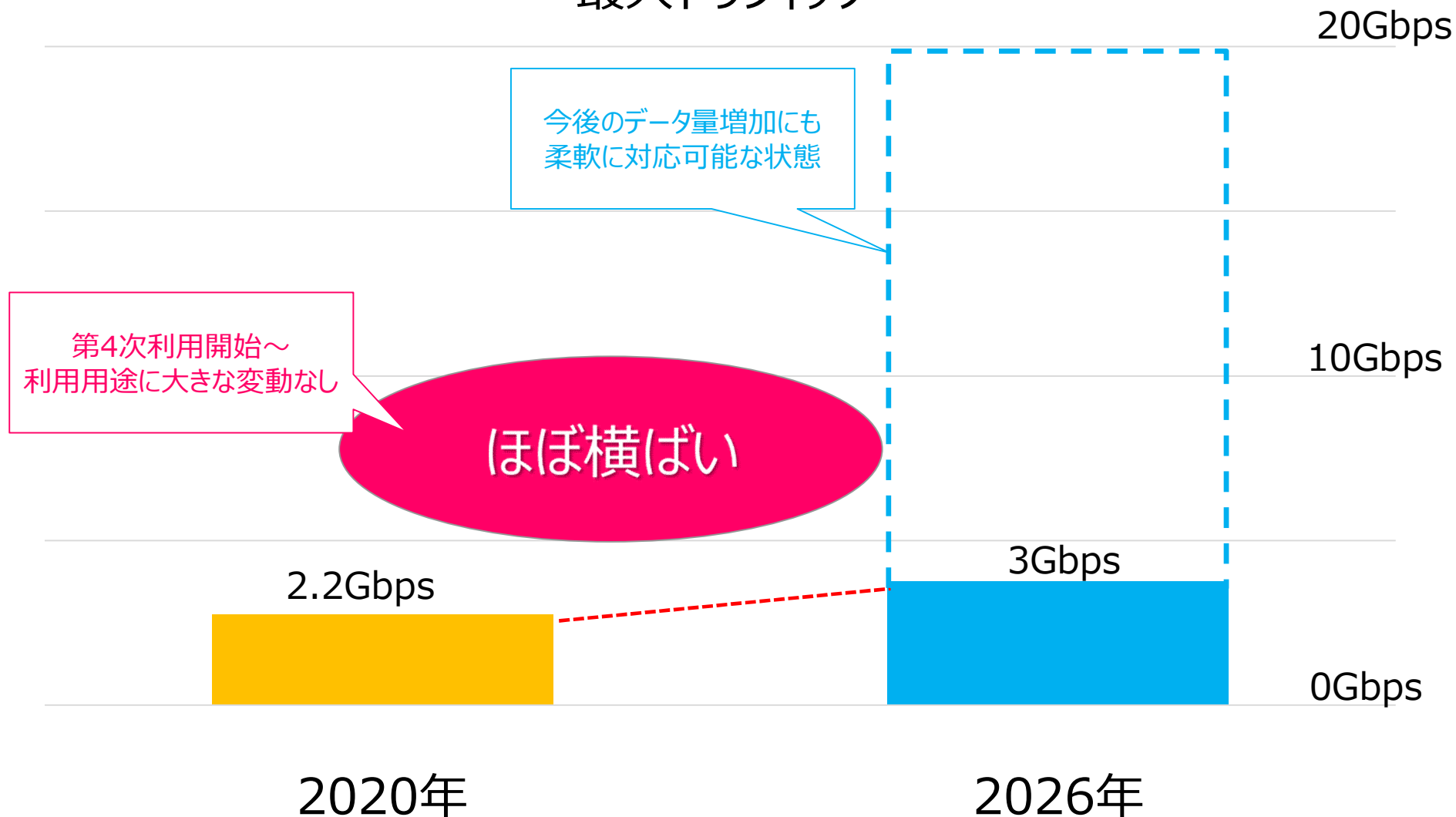
2020年

2026年

VPN数



最大トラフィック



4. 現高知県情報ハイウェイのまとめ

- 高知県・市町村・公立学校等を繋ぐ**全県的な通信回線網**
- セキュリティレベルを確保した**閉域ネットワーク**
- VPNや構内接続にて**費用対効果を高めた構成**
- 3次と比べてもトラヒックやVPN数に**大幅な変化は見られない**
- リモートワークや対災害用として、**モバイル通信が利用されてる**



その安全性・利便性・経済性から、
当初の想定を上回るご利用をいただいております。

5. 次期情報ハイウェイに向けた課題

利用者ニーズから次期情報ハイウェイに向けた課題を検討

● 耐災害性の向上（南海トラフ対策）

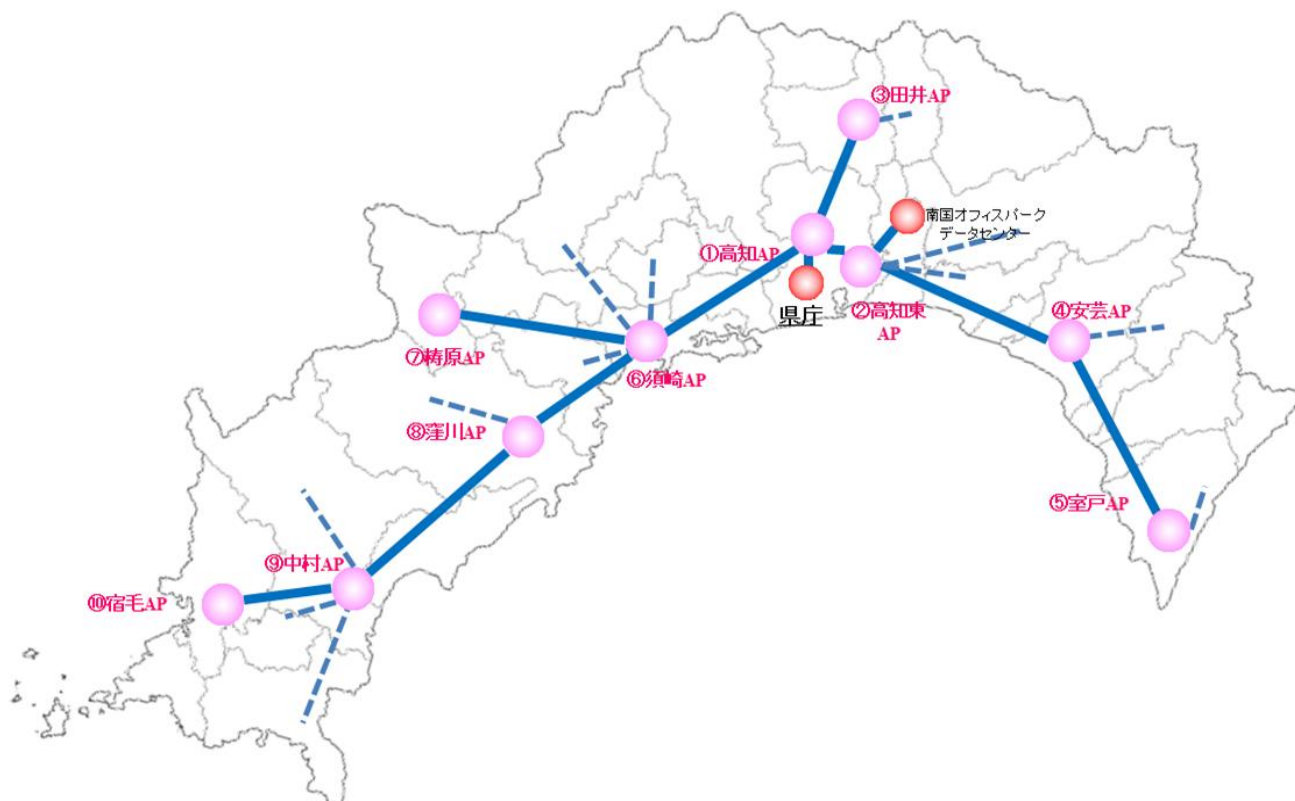
- 可用性の高い通信回線品目の検討（衛星通信アクセスなど）
- データバックアップ機能追加などの検討

● クラウド時代に対応する機能検討

- 国のクラウド利用方針を鑑み、ハイウェイからガバメントクラウド等クラウドサービスを利用できる機能を検討

● 未利用アクセスポイントの改廃（コスト削減）

- 構内接続の利用がないアクセスポイントがある
- コスト削減のため、未利用アクセスポイントの改廃を検討



■ 未利用アクセスポイント (5AP)

- 安芸AP
- 田井AP
- 須崎AP
- 精原AP
- 宿毛AP

1 検討にあたっての論点（案）

- (1) 現行を基本に延長する考え方でよいか。
- (2) 次期高知県情報ハイウェイに求める機能、契約期間（年数）等について、WGで希望市町村と県が協議する進め方としてよいか。
- (3) その他検討すべき事項はあるか。

	現行
利用目的	主に行政・教育目的
利用方法	行政・教育事務、生徒・児童の授業・学習、へき地医療ネットワーク・防災システム等
利用者	主に行政機関 BB未整備地域へのサービスや行政向けシステムサービスの提供など公共性の高い用途においては、一部民間業者も利用
必要機能	基幹幹線：10Gbps アクセス回線：～1 Gbps モバイル回線利用
費用負担のあり方	基幹回線：県が全額負担 アクセス回線：利用者負担

2 今後のスケジュール

・令和8年6月1日（月）： 第1回検討会（現状・課題・論点、WGの設置）

複数回のWGの開催（利用者等ヒアリング・方向性の検討）

・令和8年10月（予定）： 第2回検討会（WGの検討結果の報告・承認、方向性のとりまとめ）

・令和9年度： 一般競争入札、次期情報ハイウェイ構築

・令和10年度： 次期情報ハイウェイ運用開始

次期高知県情報ハイウェイ検討ワーキンググループ設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、次期高知県情報ハイウェイ検討会設置要綱第5条の規定に基づき設置するワーキンググループについて定めるものとする。

（検討事項）

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を検討する。

- （1）次期高知県情報ハイウェイにおけるRFI（情報提供依頼）の内容について
- （2）次期高知県情報ハイウェイの方向性について
- （3）次期高知県情報ハイウェイにおける仕様の内容について
- （4）その他必要な事項

（構成員）

第4条 ワーキンググループは、希望する県内市町村及び高知県をもって構成する。

（幹事及び副幹事）

第5条 ワーキンググループに幹事を置くものとし、構成員の互選によって定める。

2 幹事は必要に応じて副幹事を指名することができる。

（会議の招集）

第6条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて幹事が招集する。

（意見の聴取）

第7条 ワーキンググループは、必要に応じて検討事項に関わる専門家や関係者を招き、意見を聴取することができる。

（事務局）

第8条 ワーキンググループの庶務及び運営総括に関する事務は、高知県総合企画部デジタル政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は幹事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

次期高知県情報ハイウェイの更新にあたっては、県内各市町村の利用状況やニーズに合わせた検討、有識者を含めた意見聴取等が必要と考えるため、以下のとおり検討体制を構築する。

	第 4 次	第 5 次 (案)
運用年度	R2 ~ R9年度	R10年度 ~
検討年度	H30年度	R 8 年度
検討体制	高知県情報ハイウェイ契約終了後の後継ネットワークのあり方に関する検討会	次期高知県情報ハイウェイ検討会 次期高知県情報ハイウェイ検討ワーキンググループ (案)
委員構成	<p>【大学 2 名、市町村 3 名、県 2 名】 敬称略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知工科大学 情報学群教授 福本 昌弘 ・高知工科大学 情報学群教授 敷田 幹文 ・高知市 副市長 中澤 慎二 ・四万十町 副町長 森 武士 ・大川村 副村長 明坂 健喜 ・県教育委員会事務局 教育次長 岡村 昭一 ・県情報セキュリティ推進監 相川 正行 	<p>次期高知県情報ハイウェイ検討会 敬称略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知工科大学 情報学群教授 福本 昌弘 ・高知市 副市長 弘瀬 優 ・四万十町 副町長 富田 努 ・日高村 副村長 山崎 明 ・県教育委員会事務局 教育次長 (総括) 岡本 幸生 ・県デジタル化推進監 植田 耕太郎 <p>次期高知県情報ハイウェイ検討ワーキンググループ (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 (希望団体) ・県 (デジタル政策課、教育委員会等) <p>【役割分担】</p> <p>検討会において、大きな方向性を協議 検討WGにて、RFI(情報提供依頼)の内容や次期仕様の内容を協議</p>
会の形式	公開形式 (傍聴可能)、議事録HP公開	検討会は公開形式 (傍聴可能)、議事録HP公開 検討WGは非公開予定 (議事録等については、こうちぎょうせいネットに掲載し、全市町村に共有)
備考欄	市町村からの要望により、市町村の担当者レベルが参加出来る作業部会を実施。	検討会やWG参加外の他市町村や民間利用者向けには、アンケート調査や全体説明会、意見公募等を実施。

【基本検討項目】

検討項目	項目詳細（現行の状況）	検討の方向性
基本機能	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹幹線の帯域 : (10Gbps) ・アクセス回線の帯域 : (~ 1 Gbps) ・モバイル回線利用の有無 : (有) 	帯域状況やアンケート調査をもとに検討
契約年数	<ul style="list-style-type: none"> ・最も安価かつ最適な年数 : (8 年) 	RFI(情報提供依頼)の提案内容をもとに検討
費用負担のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹回線 : (県が全額負担) ・アクセス回線 : (利用者負担) 	RFI(情報提供依頼)の提案内容をもとに現行の方向性で県財政課と協議

【新たな検討課題】

検討項目	内容	方向性
新たな検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・耐災害性の向上（南海トラフ対策） ・クラウド時代に対応する機能検討 ・未利用アクセスポイントの改廃（コスト削減） 	STNetのヒアリング結果やアンケート調査をもとに検討
その他	協議やアンケート、意見公募で出てきた新たな検討課題	WGにて整理のうえ検討

時期		内容
R 8 年度	6 月	6 / 1 : 第 1 回次期高知県情報ハイウェイ検討会 中旬 : 第 1 回次期高知県情報ハイウェイ検討WG (検討項目の協議、RFIの内容検討) 下旬 : 第 2 回次期高知県情報ハイウェイ検討WG (RFIの内容決定)
	7 月	RFIの実施(1 ヶ月)
	8 月	上旬 : 第 3 回次期高知県情報ハイウェイ検討WG (RFI提案内容を踏まえた検討項目の協議) 下旬 : 県財政課との協議 (デジタル政策課対応)
	9 月	上旬 : 第 4 回次期高知県情報ハイウェイ検討WG (県財政課協議を踏まえた検討項目の協議) 中旬 : 高知県情報ハイウェイ利用者説明会 (検討内容及び意見公募実施の説明) 中旬から下旬 : 検討内容の意見公募実施 (2 週間程度)
	10 月	上旬 : 第 5 回次期高知県情報ハイウェイ検討WG (意見公募の結果及び検討項目の協議) 下旬 : 第 2 回次期高知県情報ハイウェイ検討会 (意見公募の結果及びWG検討結果の報告・承認)
	11 月	県予算協議
	12 月	
	1 月	・第 6 回次期高知県情報ハイウェイ検討WG (次期高知県情報ハイウェイにおける仕様の内容について) ・次期高知県情報ハイウェイ検討会の報告書作成・公表 (検討会にて書面決議)
	2 月	
	3 月	令和 9 年度高知県一般会計予算の議決 (債務負担行為)
R 9 年度	4 月	一般競争入札 (総合評価方式) 公告 (予定)
	5 月	入札・審査委員会
	6 月	契約、構築開始
	3 月	第 4 次高知県情報ハイウェイ運用終了、次期高知県情報ハイウェイ構築完了
R 10 年度	4 月	次期高知県情報ハイウェイ運用開始